

チャレンジトライアスロンプロジェクト 会員規約

第1条 【名称】

本会の名称は、チャレンジトライアスロンプロジェクト（以下、「本プロジェクト」といいます。）とします。

第2条 【主催・運営管理】

本プロジェクトは加藤友里恵が主催し、株式会社シーフォースが運営・管理している組織です。

第3条 【目的】

1. トライアスロンの普及を第一に、目標に向かってチャレンジする人をサポートする。
 2. 現役アスリートとの関わりを持ちつつ、トライアスロンの魅力を感じてもらう。
- 上記を目的として本プロジェクトは運営を行います。

第4条 【入会資格】

3. 本プロジェクトの入会資格は、次の各号に定める要件の全てを満たすこととします。
 - (1) この規約及び関連する諸規則（以下「本規約等」といいます。）に同意いただくこと。
 - (2) 本プロジェクトの会員としての活動に堪え得る健康状態であること。
 - (3) 中学生以上であること。（18歳未満の方は保護者の同意が必要です。）
 - (4) 第5条第1項に定める反社会的勢力等でないこと。
4. 会員が、前項各号のいずれかに該当することが事後に判明した場合、本プロジェクトは、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

第5条 【反社会的勢力等の排除】

1. 会員は、本プロジェクトに対し、現在のみならず将来にわたって、自らが次の各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業の役員、従業員、株主又は実質的支配者等の関係者
 - (5) その他前各号に準ずるもの
2. 本プロジェクトの会員は、本プロジェクトに対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて本プロジェクトの信用を毀損し、又は本プロジェクトの業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第6条 【入会手続き】

1. 本プロジェクトの会員になろうとする者は、所定の申込フォームより応募するものとし、本プロジェクトが認めた方のみ入会できることとします。
2. 18歳未満の方が本プロジェクトに入会する場合は保護者の同意が必要です。保護者は、本プロジェクトの会員としての責任を、当該会員と連帯して負うものとし、ます。
3. 会員は、入会時の申込フォーム記載事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続を行うものとし、ます。当該変更手続の遅滞、未了等による会員の不利益について、本プロジェクトの主催者及び運営管理者は一切の責任を負いません。

第7条 【会費等の支払】

1. 会費に関しては以下となります。
 - ・チャレンジコース：1ヵ月 5,000円
 - ・スキルアップコース：年間 15,000円
2. 会費の支払いに関しては、申込サイトの手続き方法に準じることとします。
3. いかなる理由に関わらず、原則として一度支払われた会費は一切返還いたしません。

第8条 【休会及び退会手続き】

1. 休会・退会を希望する場合、本プロジェクトの会員は、休会・退会を行いたい月の2ヵ月前までに、本プロジェクトの運営管理者まで連絡しなければなりません。
2. 本プロジェクトの会員が法令、公序良俗又は本規約等に違反した場合、本プロジェクトは、当該会員に対し、退会の処分を行う場合があります。

第9条 【免責】

1. 本プロジェクトの会員の責に帰する事由により生じた損害に対して、本プロジェクトの主催者及び運営管理者は一切の責任を負いません。
2. 本プロジェクトの主催者及び運営管理者は、本プロジェクト内で発生した盗難、傷害その他の事故については、それが自らの責に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 本プロジェクトの会員間で生じたトラブルについては、その当事者間で解決するもの

とし、本プロジェクトの主催者及び運営管理者は一切の責任を負いません。

第10条 【会員等の損害賠償責任】

本プロジェクトの会員が、その責に帰する事由により本プロジェクトの主催者、運営管理者、又は第三者（他の会員を含みます。）に損害を与えた場合、当該会員が賠償の責を負うものとし、

第11条 【規約等の改正】

本プロジェクトは、原則として1カ月前までに会員に告知することにより、本規約等を改正することができ、改正した本規約等の効力は、その時点で全会員に及ぶものとし、

第12条 【告知方法】

本プロジェクトから会員への告知方法は、登録メールアドレスへのメール送信又はホームページへの掲載とします。

第13条 【個人情報】

1. 本プロジェクトの主催者及び運営管理者は、会員の個人情報を、本プロジェクトの活動に関する当該会員への連絡のほか、本プロジェクトまたは本プロジェクトの提携する企業の商品・サービス・キャンペーン等のご案内の目的で利用します。
2. 本プロジェクトの主催者及び運営管理者は、会員の個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示いたしません。
 - (1) 会員の同意がある場合
 - (2) 会員が希望されるサービスを行うために業務を委託する業者に対して開示する場合
 - (3) 法令に基づき開示することが必要である場合
3. 会員は、本プロジェクトの活動に付随する自己の肖像・氏名・記録などを、広報物及びメディアに利用されることを承諾したものといたします。また、その掲載・使用等の判断は、本プロジェクトの主催者及び運営管理者の裁量によるものとし、

2022年2月改定